

今後の青少年の体験活動の推進について（答申）

(案)

平成 年 月 日

中央教育審議会

目次

はじめに	1
1. 今なぜ青少年の体験活動か	2
2. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について	5
(1) 体験活動の定義について	
(2) 青少年の体験活動の意義・効果について	
3. 青少年の体験活動を推進するための取組について	13
(1) 学校教育における体験活動の推進について	
①学校教育における子どもの体験活動の推進	
②教員の体験活動に関する指導力向上	
③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進	
(2) 社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成について	
①体験活動に関する理解の促進	
②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進	
③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進	
④体験活動の評価・顕彰制度の創設	
⑤体験活動の指導者養成	
(3) 青少年教育施設の役割・取組について	
4. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について	30
5. グローバル化に対応した国際交流の推進について	34
おわりに	37

参考資料

コラム・図表一覧

- 【コラム1】課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラム開発
- 【コラム2】島根県雲南市の取組
- 【コラム3】島根大学教育学部の取組
- 【コラム4】東京大学の秋季入学の構想について
- 【コラム5】地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」（兵庫県教育委員会の取組）
- 【コラム6】民間団体・民間企業の取組事例
- 【コラム7】インターナショナル・アワード
- 【コラム8】CONE 指導者養成制度（NPO 法人自然体験活動推進協議会：CONE）
- 【コラム9】新たな管理運営の導入に向けた研究
- 【コラム10】「防災キャンプ推進事業」：新潟県・北海道の事例
- 【コラム11】「リフレッシュ・キャンプ」
- 【コラム12】第23回世界スカウトジャンボリーの日本開催（山口県山口市）
- 【コラム13】若者の「内向き志向」

- 【図表1】体験活動の効果
- 【図表2】理科の平均正答率
- 【図表3】国語・算数の活用
- 【図表4】PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）
- 【図表5】発達段階別の体験活動
- 【図表6】国立・公立の青少年教育施設数の推移

はじめに

- 平成20年4月18日に文部科学大臣より中央教育審議会に対し、「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」の諮問が行われた。諮問
5 理由では、「青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学などに直接触れる体験的な学習活動等の重要性が高まる中、適切な指導者、多様な活動プログラムなどの教育資源は不十分な状態にある」こと、また「昨今の行財政改革や規制改革の動向等も踏まえるとともに、新しい時代における青少年教育施設に対する要請に応えつつ、その設置や管理運営の在り方を検討する必要がある」こととされており、新しい時代に求められる青少年教育の在り方について検討することが求められている。
- 本諮問を受け、平成20年5月に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の下に青少年教育特別委員会を設置し、審議を行ってきたが、新しい時代に求められる青少年教育について審議すべき事項は広範多岐にわたることから、まず青少年の体験活動という観点から議論を進めることとし、平成23年5月に同委員会を廃止した上で青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会を設置し、13回にわたる審議及び委員による青少年教育施設の視察等を行いながら、審議を進めてきたものである。
15
20
- 従来より学校教育法及び社会教育法、教育振興基本計画等において、体験活動については規定がなされている。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の調査研究等により、体験活動が青少年に与える様々な教育的効果や発達段階に応じた効果的、具体的な体験活動について、明らかになってきており、こうした結果等を踏まえ、今後の体験活動を効果的に推進する方策を示していくことが必要である。
25
- 本答申（案）は、青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言するものである。
30

1. 今なぜ青少年の体験活動か

(体験活動の機会の創出)

○ かつての多くの子どもたちは、仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活、成長していく過程で、様々な自然体験・社会体験を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていた。しかしながら、今の子どもたちをめぐる環境は、心や体を鍛えるための負荷がかからないいわば「無重力状態」であり、青少年の健全育成にとって深刻な事態に直面している。

10 ○ 便利・快適・安全な現代社会においては、青少年は全力を出す「スイッチ」を入れるチャンスを失っているのではないか。青少年の「生きる力」を育むためには、意識的に、目標を持って体験活動等にチャレンジする機会を創出する必要がある。リスクを恐れるあまり、周りの大人が子どもに対して過保護になってしまい、青少年期に必要な体験活動の機会を奪っている面もある。

15 ○ 都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、これまで身近にあった遊びや体験の場や「本物」を見る機会が少なくなり、そのノウハウも継承されなくなっている。20 他方、青少年教育施設^{*1} の減少^{*2}、社会教育主事の減少^{*3} 等により、これらの状況に拍車がかかっている。

*1 青少年教育施設：青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供を行うとともに、青少年団体等の利用に供するために設置される社会教育施設。本報告においては、少年の自然体験を推進する「少年自然の家」及び青年に研修や交流の場や機会を提供する「青年の家」（宿泊設備を備えるものと備えないもの双方を含む）をいう。

*2 国立・公立の青少年教育施設は、平成14年：746施設、平成17年：719施設、平成20年：544施設、平成23年：471施設と、9年間で約35%にあたる275施設が減少している。（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

*3 社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる役割を担う。年々減少しており、平成23年度は2,521人である。（平成8年度は、6,796人）（出典：文部科学省「社会教育調査」（平成23年度は中間報告）及び文部科学省調べ）

- また、保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡、学校の判断によって、青少年の体験活動の機会に「体験格差」が生じているとの指摘もある。
- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。
5

(社会経済の変化と「社会を生き抜く力」)

- 都市化・過疎化や核家族化が進み、価値観やライフスタイルが多様化し、社会とのつながりが希薄化する中で、親戚や異年齢の子どもたち、地域の人たち等との「ナナメの関係」が希薄となり、子どもたちの人間関係能力が低下している。
10
- 個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、新しい価値観を創造したり、異なる他者と協働したりする能力等が必要とされている。
15
- さらに、グローバル化等に対応しつつ、未来への飛躍を担うための創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、国境を越えて人々と協働するためのコミュニケーション能力等を身につけた人材が求められている。
20
- 少子・高齢化の進行、グローバル化や情報通信技術の進展、経済環境や雇用環境の急激な変容など、変化の激しい社会において、「社会を生き抜く力」の養成が求められている。「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」（平成24年8月24日）においても、基本的方向性の第一に掲げられている。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、「生きる力」の意義を再認識させたといえよう。
25

(体験活動を推進する社会的な仕組みの構築)

- 体験活動は、学力向上の取組と相反するものではないが、学校現場や保護者の間では、学力向上の取組と比べると、体験活動の重要性が必ずしも認識されていないことが多いとの意見もある。また、体験活動の重要性が認識されてはいても、教員は生徒指導上の問題への対応等の様々な課題で忙殺されており、体験活動の機会の確保が十分になされていない現状があ
35

る。

- こうした中で、社会全体として体験活動を推進していくためには、国や地方公共団体のほか、地域・学校・家庭・民間団体・民間企業等がそれぞれの立場で自らの役割を適切に果たし、連携していくことが必要である。
5
- 青少年の体験活動の機会と場の提供を行っている国立青少年教育施設の在り方については、行政改革の観点から見直しが求められているところであります、その機能と役割を明確化するなど、今後の方向性を示していくことが求められている。
10
- また、N P Oや子ども会、青年団、青年会議所など多くの民間団体が、青少年の健全育成のため、様々な体験活動プログラムを企画・実施しており、各地域における青少年の体験活動の機会の提供や地域の絆（きずな）づくりに重要な役割を果たしているが、これらの団体等の活性化が求められている。
15
- これらを踏まえ、体験活動の位置付けや関係者の責務を含め、青少年の体験活動を総合的に推進するための法的な枠組みの整備やその財源の在り方など、社会的な仕組みの構築に向けて、関係者の合意を得ていくことが必要である。
20

2. 青少年の体験活動の定義・意義・効果について

(1) 体験活動の定義について

- 体験活動は、意図的かどうかを問わず、直接自然や人・社会等とかかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。体験活動の定義については、平成19年の中央教育審議会答申^{*4}において、主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」とされており、特に社会教育や学校教育の場で提供される場合は、教育的な目的・効果を考慮して体験活動を進めている。本報告においては、主として上記答申の定義の体験活動を念頭において提言している。

また、体験活動そのものを目的とする場合と、体験活動を手段として何かを学び取らせる場合を区別しながら、議論することが必要である。

- 「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類される。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事である。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動である。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職場体験活動、インターンシップである。

(2) 青少年の体験活動の意義・効果について

(「社会を生き抜く力」の養成)

- 体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかかわりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要な基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

- メディアを中心に世の中に流通している情報は、心地よく感じられるよう計算され加工された情報であり、そのような環境の中でのみ育つてみると人間としての「許容量」が狭いままになってしまう。自然の中で、これ

*4 中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(平成19年1月30日)

まで触れたことのない物にも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、大人になり思い通りにならない他者や状況に直面したときにも、うまく対応していくことができるようになると考えられる。

- 5 ○ また、スポーツの役割は大きいが、こうしたスポーツを始めとして集団で活動するためには、他人との意見調整やストレスの対処方法など、いわゆる「ヒューマンスキル」が重要であるとの指摘があるが、近年の若者はこの力が低下しており、体験活動や冒険的な活動などを行い、体験の中で育んでいくことが求められている。

10

- さらに、自然環境や海外の人々とのつながりを持って生きる次世代のリーダー育成のためには、自然の偉大きさを体験したり、切磋琢磨（せっさたくま）の機会を通じて、海外の人々と共に自然の中で問題を解決しながら進んでいく体験をしたりすることが重要である。

15

（自然や人とのかかわり）

20

- 体験活動は、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会とのかかわり等を考える契機となり、結果、他者への共感や日本人としての心の成長、個人や社会の歴史の形成につながっていく。また、自然や人とのかかわりの中で命の尊さについて学ぶことができる。青少年期にその基盤を作ることが重要である。他者や生き物への配慮を含め、社会全体を考える人間を育むためには、教育的視点に裏打ちされた自然や文化などに触れる幅広い体験が必要である。

25

（規範意識・道徳心等の育成）

30

- 規範意識や道徳心の育成においても、体験活動の意義は大きい。現在、「思いやり」や「礼儀正しさ」など日本人が古来大切にしてきた精神性の重要性が再認識されており、そのような道徳的価値観の涵養（かんよう）を図る上で、日本古来の精神性を学ぶことができるような場の教育力を活かした体験活動が有効である。

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、「青少年機構」という。）が実施した調査では、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・職業意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲や関心等が高い傾向にあ

ることが明らかになっている⁵。

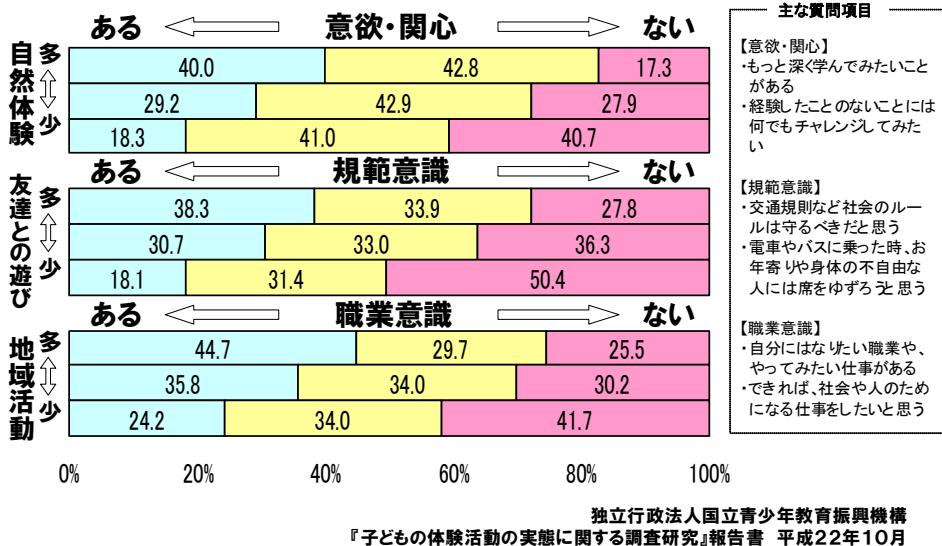
【図表1】体験活動の効果

5

10

15

子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。



(学力と体験活動)

- 全国学力・学習状況調査においては、自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある児童生徒の方が、理科の平均正答率が高く、自然の中での集団宿泊活動を長い日数行った小学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向がみられた。PISA調査(OECD生徒の学習到達度調査)においてもクラブ活動などの様々な学校の活動が行われているほど読解力の得点が高いという結果となっている。

*5 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書－

子どもの体験は、その後の人生に影響する－(平成22年10月14日)

【図表2】理科の平均正答率

「自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある」と回答している児童生徒の方が理科の正答率が高い傾向が見られる

5

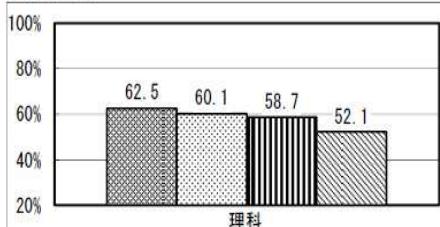
自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか

■ 当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない
■ どちらかといえば、当てはまらない

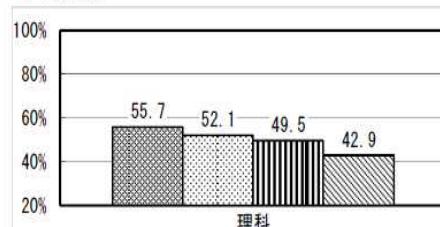
■ どちらかといえば、当てはまる
■ 当てはまらない

※縦軸は平均正答率

【小学校】



【中学校】



「平成24年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」抜粋

10

15

【図表3】国語・算数の活用

第5学年までに自然の中での集団宿泊活動を行った小学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向が見られる

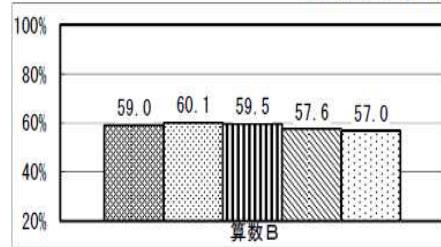
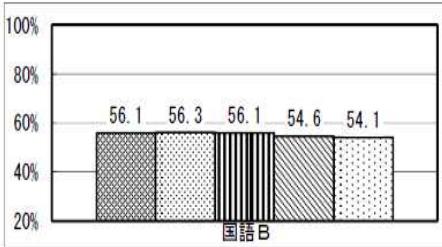
20

第6学年の児童に対して、第5学年までの間に自然の中での集団宿泊活動を行いましたか

■ 4泊5日以上 ■ 3泊4日 ■ 2泊3日 ■ 1泊2日 ■ 行っていない

※縦軸は平均正答率

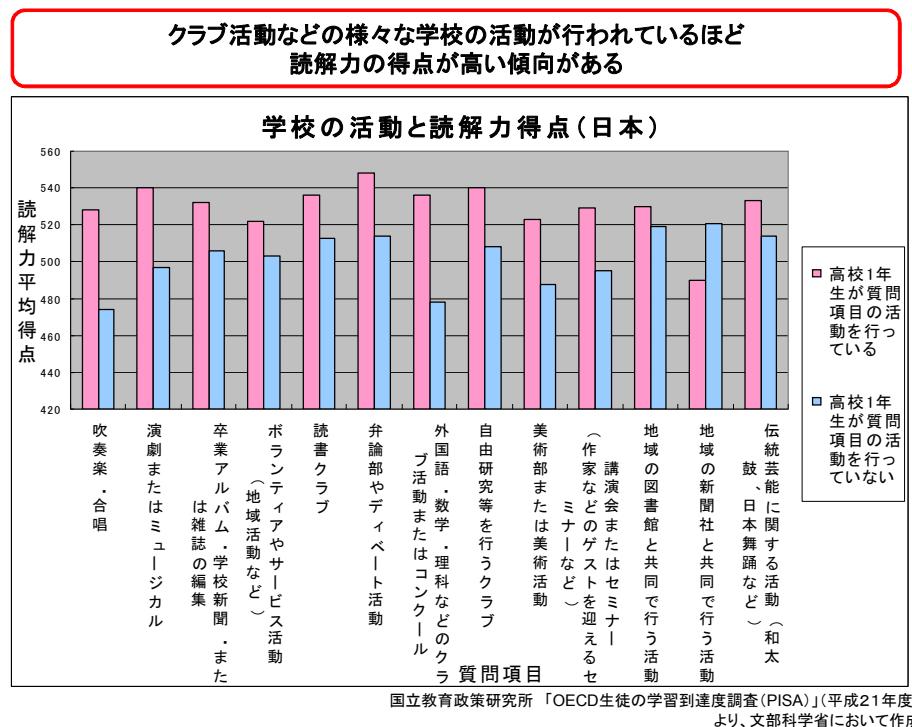
25



30

「平成24年度 全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」抜粋

【図表4】PISA（OECD生徒の学習到達度調査）



(勤労観・職業観の醸成)

- 職場においては、近年、若年層のうつ病件数の増加や早期退職、コミュニケーション不足等の課題が深刻化しているとの指摘がある。

- 近年の若者は、衣食住に不自由なく育ってきており、職業観として、仕事に対し、「食べるため」以上のこと追求するが、まず「働く」ことの意味を実感として理解する必要がある。その際、自然豊かな環境で、自然と向き合いながら生きる人々の暮らしづくりに触れるなど、生活の原点に戻る体験をすることが有効である。

(社会的・職業的自立に必要な力の育成)

- 学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにしていくため、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な力を身に付けさせることが重要である。子どもたちに自らの将来を考えさせるためには、多様な年齢・立場の人や社会や職業にかかる様々な現場を通して、自己と社会についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。

- 地域の企業等における職場体験活動・インターンシップは、「働くこと」の意義を実感として理解し、また社会・職業についての現実的理解を深め

るために、極めて重要な取組と言える^{*6}。

(課題を抱える青少年への対応)

○ 体験活動は、ニート・引きこもり等の青少年が抱える様々な課題の解決

5 の一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効である。特に、不登校などの課題を抱える子どもたちに対しては、楽しみながらいろいろな世界の入り口を見せることができる体験活動を取り入れた教育が重要である。個々の子どもの状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けていくことができる。

○ また、いじめの問題については、自然や地域社会と深くかかわる機会の

減少や集団活動の不足等により、人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、些細（ささい）なことでも感情を抑制できないなど、いじめを生む要因となっているという指摘がある。いじめの未然防止のためには、様々な体験活動を通じて、子どもの社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要である。

○ また、近年のうつ病などいわゆるメンタルヘルスの問題への対処におい

20 ては、職場や学校から離れた自然の中で人や自然とつながる体験をし、ふだんの生活を客観的に見つめ直すことが重要である。

【コラム1】課題を抱える青少年を対象とした体験活動のプログラム開発

25 (独) 国立青少年教育振興機構では、平成22年度・23年度に本部での調査研究のほか、中部・北陸ブロックのプロジェクトとして、課題を抱える青少年を対象とした自然体験活動や集団宿泊体験活動プログラムの開発を行った。

少年院や適応指導教室、児童養護施設、教育委員会等と連携して、それぞれの課題や年齢等に応じたプログラムを各施設が実施し、その成果を検証した。

30 例えば、国立妙高青少年自然の家においては、「妙高ひまわりキャンプ」として、児童養護施設に入寮している子どもたちを対象に、プログラムづくりから子どもたちが参画し、主体性・自主性を發揮しながら自己実現できる2泊3日のキャンプを実施した。

*6 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月31日)

実施前と実施後の比較により、ストレスの軽減や思いやり、「德育的能力」や「身体能力」で得点が向上するなど、一定の成果が報告されている。

5 (発達段階別の体験活動)

○ 幼少期においては、子どもたち同士での「群れ遊び」を通じて、自然と力加減や人の痛みを知り、思いやりが育まれる。また、遊びの中での「ひらめき」が創造力や柔軟な思考力を養うこととなる。さらに、脳機能等の発達には、乳幼児期からの、家族や地域、自然の中での豊富な刺激・体験が重要であるという指摘もある。

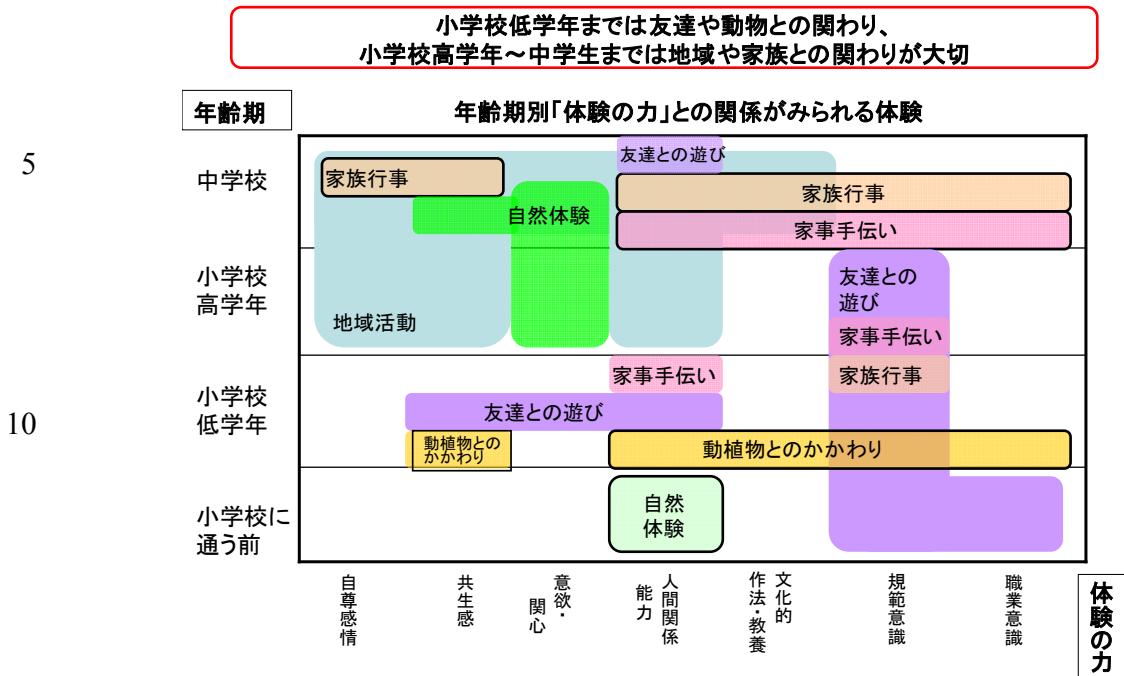
○ 発達段階に応じた効果的な体験活動については、小学校低学年までは「友達との遊び」「動植物とのかかわり」、小学校高学年から中学生までは「地域活動」「家族行事」「家事手伝い」等の体験が効果的であることが明らかになっている⁷。学習指導要領では、主として小学校では集団宿泊活動や自然体験活動、中学校では職場体験活動、高等学校では就業やボランティアにかかわる体験的な学習を行うこととなっている。学校、家庭、地域で体験活動を実施する際には、こうした発達段階に応じた体験活動を行うことが効果的である。

20 さらに、今後、高校生や大学生を含めた青年期の若者に向けた体験活動についても、どのようなものが効果的であるのか明らかにして取組を進めていくことが望まれる。

○ なお、現在、幼稚園等から小学校、中学校、高等学校まで学校段階間の連携・接続が進められているが、子どもの体験活動についても、連続性に留意することにより、一層効果的なものとすることが望まれる。例えば、キャリア教育を一つの切り口とするなどして、各学校段階を通じた体系的・系統的な体験活動のプログラムを検討することも重要と考えられる。

*7 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書－子どもの頃の体験は、その後の人生に影響する－（平成22年10月14日）

【図表5】発達段階別の体験活動



(独) 国立青少年教育振興機構『青少年の体験活動の実態に関する調査研究』報告書(平成21年度調査)より作成

3. 青少年の体験活動を推進するための取組について

(1) 学校教育における体験活動の推進について

①学校教育における子どもの体験活動の推進

(学校における取組)

- 5 ○ 学校教育法では、「小学校においては、（略）教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用）とされており、また、学習指導要領では、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」とされており、各学校において、発達の段階を踏まえ、教育課程に計画的・効果的に体験活動を組み込むことにより、今後、より一層体験活動を充実していくことが必要である。
- 10 ○ 学校教育における自然体験活動等については、長期の集団宿泊活動により、人間的に大きな成長が見られることなど効果がある一方で、学校から遠く離れた所に行かないと実施できないと考えられていることや、費用負担の問題、大人社会の体験活動への理解不足、教員の多忙感の増加等の懸念が、大きな課題であるとの意見があった。また、職場体験活動については、学校側が地域の企業に体験活動の依頼をしても断られる場合などもあり、活動場所の確保に苦慮している事例もみられる。
- 15 ○ 学校教育の中に体験活動を取り入れる際には、指導内容の増加、授業時数の増加という現状の中で、子どもや教員・家庭の過重な負担とならないようにするなど、学校現場の状況を十分把握して検討する必要がある。地域内の学校間での連携や、教育委員会が企画・調整するなどして、より効率的に体験活動の場の確保が十分になされるような取組が期待される。また、職場体験活動については、例えばPTAなど地域コミュニティがコーディネート機能を担っている事例もあり、地域全体の協働により、学校の取組を支援していくことも重要と考えられる。
- 20 ○ また、理科における実験、図画工作、美術における創作活動、生活、保健体育、技術・家庭、総合的な学習の時間その他の各教科等における様々
- 25 ○ また、理科における実験、図画工作、美術における創作活動、生活、保健体育、技術・家庭、総合的な学習の時間その他の各教科等における様々

な活動のような、学校の授業中にできる体験活動は、知識・技能の活用や問題探求等のきっかけとなるほか、子どもが自分自身の興味関心・得意分野を見つける重要な機会となっており、将来のキャリア形成にも大きく影響するという指摘もあるので、「体験的に学ぶ」という観点からのアプローチも重要である。

5 今後、教育内容・方法が問題解決型、協働型・双方向型の学習をより重視していく中で、各教科等においても、体験的な学習を適切に取り入れ、子どもの学びを深める取組が進められることが期待される。

10 (学校教育・社会教育の連携強化とコーディネート)

○ 平成20年の社会教育法の一部改正により、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることが加えられた。また、社会教育主事が学校の求めに応じ、助言を行うことができることとした。

15 ○ 青少年の体験活動の推進のためには、学校教育と社会教育の連携強化による体験活動の充実を図ることが不可欠であり、目標の共有や発達段階に応じた実践プログラムの整備・普及啓発のほか、学校教育と社会教育をつなぐ役割を果たすコーディネーターを教育委員会等に配置するなどの体制整備が必要である。

20 ○ このような取組を進めるためには、教育委員会の主体的な役割が重要であり、学校教育と社会教育の担当が連携し、その他の機関・団体等とも連携・協働して地域内の学校教育を含めた体験活動の具体的な推進方策を検討することが有効である。また、体験活動は、学級づくりや学校運営の観点からも極めて重要であり、教育委員会等は、社会教育に関する専門職員である社会教育主事によるコーディネート等を通じ、体験活動に精通した人材やそのノウハウを活用し、学校を支援する体制を構築していく必要がある。

30

【コラム2】島根県雲南市の取組

○ 「コーディネーター」の配置

35 島根県雲南市では、平成23年度から、各中学校区の小学校7校を拠点校に「社会教育コーディネーター7名（教育委員会職員4名・嘱託職員3名）」を配置している。

「社会教育コーディネーター」が企画・運営する「不登校児童・生徒対象の体験プログラム」や「健康体力づくりプログラム」「ふるさと体験プログラム」を通して、学校教育と社会教育の連携・協働を推進するとともに、地域における通学合宿や自然体験、放課後子ども教室、地域自主組織等の体験活動との連携・情報交換など学校と家庭、地域との連携・協働の中で子どもたちの体験活動の充実を図っている。

また、平成18年度からは、市内全ての中学校7校に、不登校や特別支援教育に関する業務、危機管理等に関する業務を支援する「教育支援コーディネーター」(教育委員会職員)7名を配置するとともに、平成20年度からは、市内全ての小学校19校に「地域コーディネーター」(地域住民)19名の配置を行っており、これらの人材が連携して学校を支援する取組を進めている。

○学校・教育委員会等が連携した職場体験学習の実施

中学3年生を対象とした「『夢』発見ウィーク」では、学校現場と教育委員会が連携し、市内全ての中学生を同じ日程で、市内の事業所(175か所)の協力を得て職場体験学習を実施している。

「教育支援コーディネーター」「地域コーディネーター」の配置により、生徒の受け入れ先の開拓、地域生徒を対象としたバスの運行、無料乗車券の発行や広報活動を連携して効率的に行うことが可能となり、学校側は、学校事務(手続や調整等)の負担が軽減され、生徒への指導に力を入れることができるなど、校区を越えた幅広い体験学習の場を生徒に提供することができるようになっている。

○ 今後、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、誠実性、責任感を育むためには、社会貢献活動や集団活動等様々な体験活動が重要であり、学校教育と社会教育が協働して体験活動の充実を図る必要がある。

(大学の学修における取組)

○ 大学においても、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めすることが求められており、そのためには、インターンシップやサービス

5 ・ ラーニング^{*8}、社会体験活動や留学体験等といった教室外学修プログラムを提供することが必要であることが指摘されている（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」平成24年8月28日中央教育審議会）。それにより、学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つことができる。

②教員の体験活動に関する指導力向上

- 10 ○ 教員が、体験活動の意義・効果や実施の際の留意点等を理解し、体験活動に関する指導力を修得できるよう、養成段階や現職段階において、体験活動を実施する際の指導力向上につながる機会を積極的に設ける必要がある。

（教員養成での取組）

- 15 ○ 教員養成段階において、子どもたちが体験活動を行う際に、学生が自ら企画を行ったり、引率したりするボランティア等として参加できる機会を取り入れることで、子どもの成長を実感したり、予期せぬ子どもの行動も予見し対応したりするといった教員に必要な能力を身につけることができる。

- 20 ○ 島根大学教育学部では、教員志望の学生に対し「1000時間体験学修」プログラムの履修を卒業要件として導入しており、学生は4年間を通じて、学校現場や社会教育施設等で様々な体験活動を行い成果を上げている。こうした体験活動を取り入れた取組例やその効果を事例集にまとめることにより、教員養成課程を設置する大学等に広く周知する必要がある。

*8 サービス・ラーニングとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。サービス・ラーニングの導入は、①専門教育を通して獲得した専門的な知識・技能の現実社会で実際に活用できる知識・技能への変化、②将来の職業について考える機会の付与、③自らの社会的役割を意識することによる、市民として必要な資質・能力の向上、などの効果が期待できる。（中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」用語集（平成24年8月24日））

- 教員養成課程で体験活動を実施する際の課題としては、学生の希望と受入れ側の学校・機関の意図との間のミスマッチや、受入れ側の理解不足等があるが、学生の活動の成果や課題を次の年度の取組に活かすために事例発表の場を設けたり、大学側と受入れ側の機関の意識共有を図るため定期的に会議を設けたり、また学生への事前・事後の指導を徹底したりする等の対応が効果的である。

5 (現職の教員研修等における取組)

- 現職段階においても、教育委員会が青少年教育施設等と連携しながら、体験活動に関する研修を実施している例がある。また、免許状更新講習においては、大学や青少年教育施設等において、体験活動の講習を提供している。今後、体験活動を実施する際の指導力向上を図るため、学校現場のニーズを踏まえつつ、研修や講習の内容の見直しと充実を図ることが期待される。

15

【コラム3】島根大学教育学部の取組

- 「1000時間体験学修」プログラム

島根大学教育学部では、平成16年度より、「多様な体験活動を通じてこそ、高度な教育実践力を育てる」との観点から、「1000時間体験学修」プログラムを必修として導入している。

1年次から体験活動を積み重ね、事後指導を受けて振り返りを行うとともに、自己評価を行っている。

「1000時間体験学修」の内容

- ・基礎体験領域（510時間：必修110時間、選択400時間）
　　＜選択分野＞ 行政連携事業、社会教育施設での体験、各種団体での体験等
- ・学校教育体験領域（340時間：教育実習等）
- ・臨床・カウンセリング体験領域（150時間：カウンセリング等の実習、講義等）

25

具体的には、大学の教育支援センターが地域の学校、社会福祉施設、NPO等の団体からの学習支援、放課後学童クラブ・授業補助、各種行事活動等の受入れ希望をまとめて学生に情報提供し、学生が希望に合わせて登録し、事前指導を行った上でそれぞれの活動に送り出している。

30

学生のアンケートによると、「1000時間体験学修」を修了後は、「子ども理解」「協力」「コミュニケーション力」が高くなっていることが判明している。また、教育現場で働く卒業生からは「いろいろな現場に行って、たくさんの人と出会い、物事の考え方や捉え方、視野が広がった」「机上の勉強だけでは学ぶことのできない本当に社会に出て必要

35

な経験をできた」等の感想が寄せられている。また、学生を受入れた学校等からは、「生徒の心に寄り添いつつ、やる気を引き出すよい指導をしてくれた」「特別支援学級の子どもたちと一緒によく遊んでくれ、子どもたちも大喜びだった」等の、学生だけでなく受入れた学校等の子どもたちにも良い影響があるとの感想が寄せられている。

5

○国立三瓶青少年交流の家との連携

島根大学教育学部では、「1000時間体験学修」の中で青少年教育施設とも連携して体験活動を行っている。国立三瓶青少年交流の家の「さんべ祭」（施設開放事業）に合わせて、学生自らがステージでのイベントや子ども向けの体験活動（そば打ち体験・紙すき体験などのプログラム）の企画・運営を通して、リーダーシップを身に付ける活動がある。この中で、他大学の学生とも合宿を重ねることで絆（きずな）を深め、コミュニケーション能力・合意形成能力・問題解決能力が鍛えられ、多角的にものごとを見る力を養う場になったというメリットが指摘されている。

10

15

③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進

○ 現在、東京大学を中心に大学の秋季入学への移行が議論となっており、東京大学の「入学時期の在り方に関する懇談会」報告書（平成24年3月）においては、「ギャップターム」期間中に、研究の現場に接する体験活動、学術を俯瞰（ふかん）する体験活動、ボランティア等の社会貢献活動、インターンシップなど勤労体験活動等の多様な体験を行うことが提言されている。青年期に幅広い分野の様々な体験を行いグローバルでタフな人材を育成するとの検討の方向性について、大いに共感し、高く評価したい。

20

25

30

○ また、秋季入学への対応のみならず大学生を対象として、在学時及び卒業後から就職までの時期に様々な体験活動を行うことが、社会に出る前の重要な経験となることを改めて指摘しておきたい。現在、秋季入学移行については、東京大学において、引き続き検討が行われているが、実際に「ギャップターム」期間中において、体験活動を推進するためには、年間何万人もの若者が様々な体験活動を実施できるよう、社会全体で支援していく必要がある。

35

○ その際、全国28の国立青少年教育施設は、年間約500万人が活用しており、かつ、青年期を対象とした様々な事業も実施しているため、そのスケールメリットやプログラム開発のノウハウを広く活用できるのではな

いかと考えられる。

- イギリスでは、「ギャップイヤー」が導入されているが、経済的な理由により、体験活動ができない人もいるとの意見もあり、家庭の経済状況の格差が体験活動の格差にならないように、様々な機関と連携し支援策を講じていくことが必要である。
5

【コラム4】東京大学の秋季入学の構想について

10 東京大学は、大学教育の国際化の必要性等から、大学を秋季入学とし、約半年間の「ギャップターム」期間を設け、各種の体験活動を推進する構想を提案し（平成24年3月）、これを契機として各界での議論が活発化している。

15 「ギャップターム」では、先端の研究や社会との接点を持つ多様な経験を通じて、①大学で学ぶ目的意識を明確化、動機づけ、②偏差値重視の価値観のリセット、学ぶ姿勢への転換、③入学後の海外留学等に挑戦する素地づくりなどが期待されている。

さらに、「ギャップターム」期間中の体験活動については、複数の大学や産業界との連携の下、各種の体験活動のプログラムの開発や認証、情報収集・提供を行う非営利団体を設けて対応する体制を整備することも一策であると提言されている。

20 政府としては、関係大学や産業界等の自主的・自発的な議論の実りある進展を期待しつつ、環境整備が必要となる課題その他の論点につき、その解決に向けて幅広に検討を進めることとしている。

（2）社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成について

①体験活動に関する理解の促進

- 子どもや保護者、学校それぞれにとっての体験活動の意義や目的を提示するなど、社会に対して啓発を行っていくとともに、その目的に沿ったプログラムや実施体制の整備等を検討する必要がある。
25
○ 特に、保護者に対しては、子どもの発達段階に応じて実施することが望ましい体験活動とその効果を青少年機構の調査研究結果等の根拠を示しつつ積極的に情報発信することにより、体験活動への理解を広げられると考えられる。
30
○ 青少年育成に関する顕在的・潜在的な社会のニーズを踏まえ、体験活動

の意義や効果をそのニーズに合わせてストーリーとして組み立てて、進学塾やゲームなどの他の選択肢に比べどのような利点や面白さがあるかを示していくことが重要である。

- 5 ○ 近年では、企業が必要と考える「社会人基礎力」を身につけるためには、体験活動が有効であるという指摘がなされているところであり、社会人として必要とされる資質能力の育成や自己実現し幸福な人生を送るために体験活動がどのように有効かということを明らかにしていくことが望まれる。
- 10 ○ また、青少年教育施設や民間団体等において、取組事例や体験活動プログラムをホームページ等で取りまとめて紹介しており、これらの効果的な周知を図っていくべきである。

②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進

- 15 ○ 学校外での子どもの体験活動の充実においては、地域や家庭が果たす役割が大きく、子どもの成長に合わせて様々な体験ができるよう、地域社会や保護者が積極的に働きかける必要がある。そのため、地域や行政、学校、民間団体等が子どもや保護者が参加できる体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進していく必要がある。保護者自身も、乳幼児期からの多様な体験を通じて生活のために必要な習慣等を身に付けさせるなど、家庭教育の中で子どもの心身の発達を図るよう努め、更に日頃の家庭や地域での取組を広げていくという意識が重要である。
- 25 ○ 学校で体験活動に取り組む際は、学校と地域との連携が極めて重要である。様々な立場の人とのコミュニケーションの体験が子どもにとって必要であり、地域の人々と交流する機会などを盛り込むことが効果的である。
- 30 ○ 学校では同学年の子ども同士で遊ぶことが多いが、子どもは異年齢の子どもと交わることで成長するので、そのような機会を学校が地域や家庭と連携しつつ、意識的に提供する必要がある。
また、インクルーシブ教育システムの構築が進められる中で、障害のある子どもが地域の同世代の子どもや人々との交流等を進めるためにも、障害のある子どもの体験活動についても推進していく必要がある。

○ 子どもの体験活動の充実のためには、地域住民の参画による学校支援地域本部や放課後子ども教室等の仕組みを活用した取組の推進、地域住民が主体となって活動を展開する総合型地域スポーツクラブでの取組など、地域づくりの活動の中に位置付けてしていくことも必要である。また、廃校施設を活用して体験学習施設を整備し、地方公共団体や民間団体等が学校や家庭に体験活動の場を提供している事例があり、このような取組の更なる展開も期待される。

○ さらに、各都道府県では、体験活動・ボランティアの窓口が置かれ、県によってはセンターが設置されている場合があり、学校や青少年教育施設等においても、これらの窓口とも連携しながら取組を進めることが有効である。

【コラム5】地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」（兵庫県教育委員会の取組）

兵庫県では、「心の教育」の充実を図ることの大切さを認識し、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、「生きる力」の育成を図っていくため、中学2年生全員を対象に、地域や自然の中で1週間の体験活動を実施している。活動は、農林水産体験活動や職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動など、生徒の興味・関心に応じて行われている。

この事業では、学校・家庭・地域の連携を不可欠な要素としており、中学校区で学校長、PTA、地域団体代表等で組織した推進委員会を設け、学校が調査した生徒の希望に応える受入れ先や指導ボランティアの確保を行っている。

25

③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進

○ NPOや子ども会、青年団、青年会議所等多くの民間団体が青少年の健全育成のため、様々な体験活動プログラムを企画・実施している。自然体験活動の場の提供、環境教育や持続可能な開発のための教育としての体験プログラムの実施、異年齢や異世代交流の機会の提供、海外の青少年との交流など、地域や社会の要望を踏まえた幅広い内容となっており、各地域における青少年の体験活動の推進や、地域の絆（きずな）づくりにおいて、重要な役割を果たしている。

35 ○ 近年では、国や地方公共団体、そして民間団体のみならず、民間企業が

その特色やアイデアを活かした様々な形で、社会貢献活動として、青少年の体験活動の機会と場を提供したり、独自に民間団体等を表彰するなどの取組が見られる。こうした民間企業が提供する体験活動は、青少年に多様な体験活動を提供する上で、有意義であることから、今後更なる広がりを期待したい。

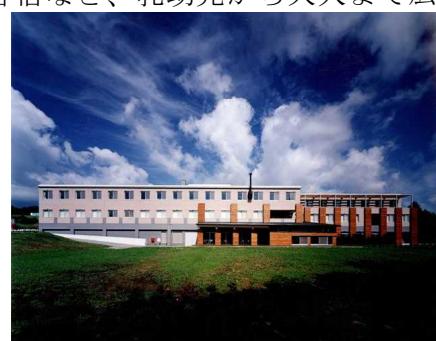
○ 東日本大震災に際しては、様々な企業が被災地の子どもたちを支援するため、自然体験活動等の機会を提供する取組を実施している。例えば、青少年機構において平成23年夏から実施している「リフレッシュ・キャンプ」においては、複数の民間企業が協賛を行い、行政の取組と民間企業の社会貢献のコラボレーションの姿勢について、被災地の子どもたちや保護者等から高い評価を得た。

○ 国や地方公共団体等と民間団体・民間企業の連携は、更に広がりある充実した体験活動の機会の提供につながることが期待され、国等から積極的に民間団体・民間企業に働きかけるなどして、今後更に推進していくことが必要である。

【コラム6】民間団体・民間企業の取組事例

○やまもりキャンプ（公益財団法人キープ協会の取組）

公益財団法人キープ協会は、幼稚園・保育園のお泊まり保育、小中学校・高校の校外学習、自然体験教室、体験型修学旅行や大学のゼミ等の合宿など、乳幼児から大人まで広く利用できる「キープ自然学校」（山梨県）を運営しており、自然学校周辺の豊かな自然環境を活かして「やまもりキャンプ」を不定期で年間10回程度開催している。同キャンプでは、登山や渓谷ハイキング及び雪遊びなどの様々な自然体験活動や、異年齢集団による共同生活などを通じて、児童の主体性やコミュニケーション能力等を育んでいる。



○○A機器会社R社の取組事例

R社の社会貢献活動は、「地球環境保全」と「青少年の健全育成」を重点分野として、神奈川県の山間地に「市村自然塾」を開設し、「生きる力を大地から学ぶ」という理念の下、平成14年から農作業と共同生活を体験できる場の提供を行っている。

毎年3月上旬～11月末までの9か月間、男女28名ずつの子どもたち（小学4年生～中学2年生）が、金曜夕方～日曜昼まで自然塾に集い（男女隔週）、2泊3日で全18回の活動を実施している。

さらに、今年度より卒塾生を対象とし、「社会と人とのかかわり」を教材として広げ、生きる力を育むためのプログラムを開始している。

○食品会社N社の取組事例

N社では、創業者の設立した公益財団法人が、「自然とのふれあいが子どもたちの創造力を豊かにする」という考えのもとに進めている自然体験活動の普及に関する事業を支援している。

平成14年からは、全国の学校や団体が企画する自然体験活動を支援・表彰するコンテストを実施している。さらに、平成22年には、自然体験活動の指導者養成センターを長野県に設立し、自然体験活動の上級指導者養成や指導カリキュラムの研究・開発等を行っている。

○清涼飲料水製造販売会社C社の取組事例

C社では、公益財団法人を設立し、「心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に小中学生を対象にした地域社会の環境教育に関する活動実績の顕彰や高校生・大学生による環境保全・環境啓発に寄与する新しい企画の支援を実施している。また、廃校を宿泊型体験施設として再生し、豊かな自然環境の中での次世代を担う青少年の育成のために団体等に提供している。

④体験活動の評価・顕彰制度の創設

○これまで議論してきたように、体験活動はコミュニケーション能力や自ら考え自ら動く力を身につけることにつながり、結果として人間性豊かでたくましい青少年の育成につながるものである。こうした青少年を更に養成していくため、体験活動を積極的に行った青少年を学校や社会がしっかりと評価するよう、その機運を高めていく必要がある。

○例えば、イギリスにおいては、青少年を対象に、奉仕活動、冒険旅行などを通じて、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じて賞（アワード）を授与する取組（インターナショナル・アワード）を行っている。この賞（アワード）は、就職や進学、奨学金獲得の際に評価材料ともなっている。

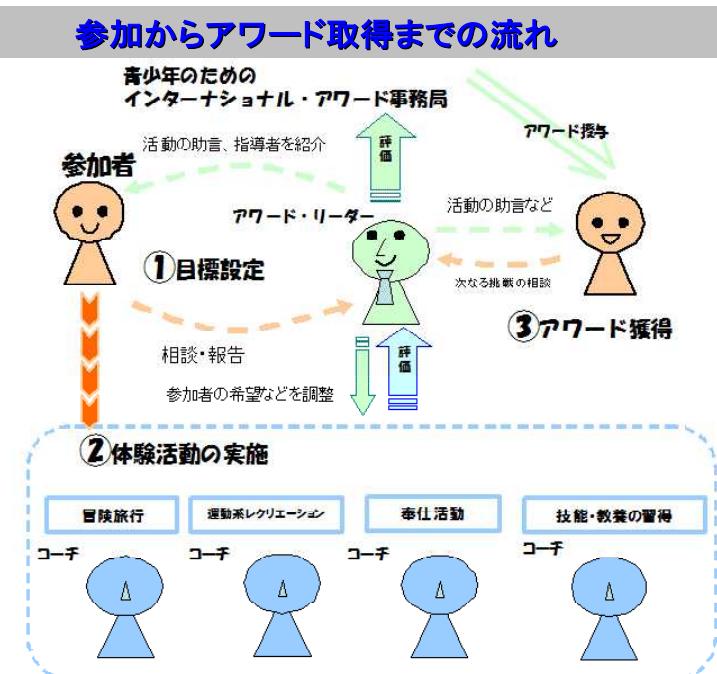
○ 日本においても、体験活動を積極的に行い様々な力を身につけた青少年が社会で評価されるよう、イギリスの事例等も参考にしつつ、日本の実情に応じた評価・顕彰制度の創設に向けて早急に検討する必要がある。特に民間企業等と連携することで、社会に大きく広がる可能性がある。その際、日本においては、用具が購入できないため部活動に参加できないなど経済格差がそのまま体験格差につながっているとの指摘もあり、経済的に余裕のない家庭の子どもも参加できるよう配慮する必要がある。

【コラム7】インターナショナル・アワード

インターナショナル・アワードは、1956年にイギリスのエдинバラ公爵殿下の創設により、「デューク・オブ・エディンバラ・アワード (The Duke of Edinburgh's Award(D ofE))」としてスタートした。以下の4つの活動を通じて、14～24歳までの青少年を対象に、自主性、協調性を育み、自信や自尊心を高めることを目的とし、行った活動の時間数等に応じて賞（アワード）を授与する取組である。

- Service（奉仕活動）
- Skills（技能・教養の習得）
- Physical Recreation（運動系レクリエーション）
- Adventurous Journey（冒険旅行）

プロンズ、シルバー、ゴールドと三つのレベルが設けられており、レベルが上がるにつれて、より高い目標設定とより多くの時間数が要求される。例えばプロンズ・レベルでは、奉仕活動、技能・教養の習得、運動系レクリエーションは、3か月～6か月の期間に継続的に活動したことが評価される。また、冒険旅行は、1泊2日のグループによる活動が評価される。現在までに、131か国で実施されており、約700万人の青少年が参加している。また、62か国では、国レベルで制度が運営されている。



⑤体験活動の指導者養成

(地域や学校における指導者養成)

○ 青少年には良質な体験と指導者を用意することが必要不可欠であり、青少年機構は指導者養成に関する実績やノウハウを有する民間団体と連携しつつ指導者資格を付与する仕組みについて検討し、併せて国においてもその取組を支援する必要がある。その際には、養成した人材がどのような役割を果たすのかということを考慮して検討することが求められる。

○ 特に、学校と地域の連携による体験活動の推進に当たっては、例えば、学校支援地域本部や放課後子ども教室等のコーディネーターやボランティア、既に学校の活動にかかわっている保護者・地域の人材等が、体験活動の指導・引率などを行うことを想定したプログラムの提供など、学校や地域のニーズを踏まえた指導者養成の在り方についても検討する必要がある。
また、仕組みを検討する際には、現場のニーズを踏まえつつ、人間関係づくりやカウンセリング等、青少年に接する指導者として不可欠な資質を高めるような内容を盛り込む必要がある。

○ 体験活動を推進するためのプログラムの企画とともに、その実施体制を検討する必要がある。プログラムの企画・実施が、担当者の異動や個々の教員の経験の多寡等、属人的な事情により大きな影響を受けないよう、組織としてプログラムの成果を蓄積・共有できるようにする必要がある。

○ 特に学校において、より質の高い体験活動を実施するため、プログラムの企画・実施においては社会教育主事の活用や、民間団体で既に指導者としての能力や実績を有する者や地域の人材等との連携について、積極的に検討する必要がある。このほか、質の高い指導者養成や、指導者等をコーディネートできる人材の育成が急務である。

(安全性の確保)

○ 体験活動のうち特に自然体験活動は、生命にかかわる事態が発生する危険性があり、安全管理は最も優先されるべきである。ただし、不測の事態に臨機応変に対応する力を身に付けることが体験活動の目的の一つでもあり、過度に保護的な環境を創出することはその趣旨に反する。指導者等を活用し、安全確保ができる範囲を可能な限り広げるように努め、安全確保のために活動範囲を縮小することのないよう留意する必要がある。

- 利用者の安全確保のために、施設・設備の維持管理や研修による指導者の能力向上や連絡体制の整備、情報共有等について、国及び地方公共団体が適切な支援を行うことが必要である。また、国及び青少年機構は、安全確保のための指導事例集やマニュアルの開発を進め、教育関係者が広く活用できるようするなど、安全指導に関する具体的な情報提供の方法を検討する必要がある。

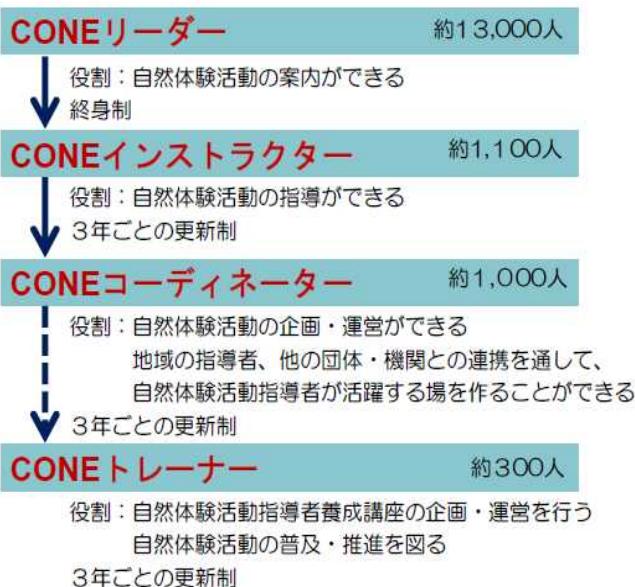
【コラム8】CONE指導者養成制度（NPO法人自然体験活動推進協議会：CONE）

10

自然体験活動推進協議会（CONE）とは、自然体験をキーワードに、全国約300団体が連携しながら、豊かな自然体験活動の推進と普及を行っている団体である。CONEでは、自然体験活動指導者の養成・紹介や、安全な活動の普及啓発、調査研究などを行っている。

CONEでは、2000年から「CONEリーダー」という指導者の登録を始め、現在約15,000人が民間の自然体験活動の指導者として登録している。さらに、「リーダー」の上に、「インストラクター」「コーディネーター」「トレーナー」などの資格を設けているが、社会の認知度が低いことや、活用が不十分なことなどが課題となっている。

CONE指導者制度のしくみ

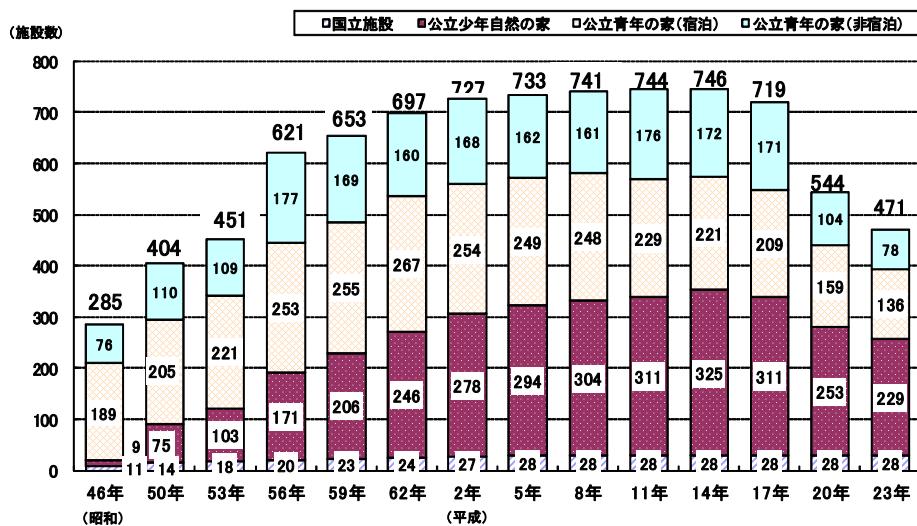


（3）青少年教育施設の役割・取組について

（青少年教育施設の現状）

- 青少年教育施設は、現在、全国に国立は28、公立は443あり、青少年の体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っているが、近年その数が減少してきている。また、青少年教育施設では職員の指導による自然体験活動だけではなく、集団で食事や入浴をするなど協調性を養ったり、規則正しい生活体験の機会を提供する場でもあり、青少年の成長に大きな影響を与えている。

【図表6】国立・公立の青少年教育施設数の推移



注1) 国立施設(独立行政法人)が調査対象となったのは平成20年度調査以降。

平成17年度以前の国立施設数については、文部科学省調べ。

注2) 国立施設には、「その他青少年教育施設(国立オリンピック記念青少年総合センター)」を含む。

文部科学省「社会教育調査」(平成23年度は、中間報告)

15

(国立青少年教育施設の役割)

○ 全国28の国立青少年教育施設は、青少年の体験活動を推進するナルセンターとして、常駐の指導者のもと年間約500万人もの青少年等に利用されており、指導者養成・指導者の資質能力向上のための研修、幼少期から青年期までの体系的な体験活動についての実証的な調査研究、モデル的なプログラムの開発・普及等を実施している。また、学校・企業・民間団体など地域社会との連携や、国公立及び民間の青少年教育施設・青少年教育団体相互のネットワーク作りを担っている。今後、これらの機能を更に強化する必要がある。

○ 一方で、「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「国立青少年交流の家等の自治体・民間への移管等に向けた取組や稼働率の低い施設の廃止に向けた検討を積極的に進め」とこととされており、今後、例えば、職員研修等にも配慮しつつ、閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討するなど、体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う必要がある。

- なお、「稼働率の低い施設」については、過去の閣議決定^{*9}において「原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないもの」とされており、引き続き、それを踏まえることが適切である。
- 5 ○ 一方で、国立青少年教育施設は単なる宿泊施設ではなく、あくまで教育施設であることにかんがみれば、宿泊室稼働率と合わせて、国立青少年教育施設において活動した青少年に教育上どのような効果が得られたか、ナショナルセンターとしての機能がどれだけ発揮されたのか等の多面的な評価を行っていく必要がある。
- 10 (新たな管理運営の在り方)
- また、国立青少年教育施設を民間活力によって活性化することは重要である。青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、地域住民の方々等多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「新しい公共」型の管理運営の更なる推進や、所長から一般職員までの幅広い人事交流、民間出身所長の活用等が必要である。また、各地域において、少子化や地域の絆（きずな）の希薄化等により、地域を担う青少年のネットワークが薄れつつある中で、地域づくりや地域の青年リーダー養成等の中核としての機能を担うことも求められている。

20

【コラム9】新たな管理運営の導入に向けた研究

(独) 国立青少年教育振興機構では、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成23年9月より、新たな管理運営に向けた試行を、民間から所長を登用した赤城青少年交流の家と淡路青少年交流の家の2施設で実施している。

この試行においては、青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、学識経験者等幅広い関係者で構成された「運営協議会」を設置し、当該施設の運営に実際に参画していただくこととした。

平成23年度においては、運営協議会の委員の得意分野を活かしながら、教育事業、広報、財務・施設管理など、施設側と委員側が協働して、業務の改善・見直しが実施できるよう協働委員会や協働プロジェクトを設置した。また、「活かそう！学ぼう！ぐんまの体験学習データブック」の作成、運営協議会委員によるターゲットを明確にした事業の企画・

*9 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)

実施などの取組が行われるとともに、運営協議会において、職員の任用や施設の予算について改善方策が検討され、これらを踏まえ、平成24年度の運営計画が策定された。

今後、運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることが期待されている。

- 公立青少年教育施設では、効率的な管理運営の観点から指定管理者制度の導入が進んでいるが、民間の力を活用した創意工夫ある運営や、効率的な運営に資する等の利点がある一方で、優秀な人材の継続的な確保をはじめとする安定的な運営の面、そして何よりも安全面で問題が生じているとの意見もあった。公立青少年教育施設が、学校や各種団体と連携し、地域の体験活動の拠点として、より一層活用されるように、これまでの制度や運用のメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的に支援する必要がある。
- 国立オリンピック記念青少年総合センターは、都市型の青少年教育施設として、青少年の学習活動・体験活動や研修を実施する場として活用されている。都市部の青少年は体験活動の不足が深刻であるという指摘があり、ニーズ調査等も行いながら都市型の青少年教育施設についても今後検討する必要がある。このほか、地方の青少年についても、遠方に所在する体験活動を実施できる施設に行く機会は少なく、屋内でのゲームが遊びの大半を占めている場合も多いため、家の近所で体験的な遊びができる環境づくりが求められている。
- 青少年教育施設での指導方法や活動内容の充実だけでなく、青少年教育施設の指導者を学校や教育委員会主催の研修会に講師等として派遣する等の取組や、教育委員会と連携して教員指導育成プログラム作りを考える必要がある。

4. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について

- 今回の東日本大震災のような非常事態では、用意された答えを探すだけの勉強では、適切な対応をとることが不可能である。瞬時に適切な対応をとることができる感性や生き物としての、いわば「野性の勘」を磨くためには、青少年期に自然の中で様々な体験を行うことが必要である。
5
- 東日本大震災において、多くの青少年がボランティア活動を通じて成長したように、社会の一員としての自覚と責任感を高めるため、平常時においても、様々なボランティア活動等の社会貢献活動を積極的に奨励すべきである。社会貢献活動は、相手の役に立つという意義だけでなく、活動を行う側にとっても、多くのことを学ぶことができる学習の機会であるという認識を持つべきである。
10
- 東日本大震災では、多くの被災者の方々が、長い間、避難所となった学校の体育館等での共同生活を送る事態となつたことを踏まえ、今後、平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊事といった非常時の生活を想定した体験を行う機会を設けることが必要である。このような取組は、非常時にどのような行動をとるべきかを体験的に学ぶ機会となるとともに、親子や高齢者を含めた幅広い年代の地域住民が協働して取り組むことによって、災害時にも互いに助け合うことのできる地域の絆（きずな）づくりにもつながる。
15
- このため、国は、各地域の特性に応じた体験的な防災教育を推進するため、学校等を避難所として想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「防災キャンプ推進事業」（平成24年度から実施）の更なる推進と成果の普及に努めることとする^{*10}。
20

【コラム10】「防災キャンプ推進事業」：新潟県・北海道の事例

30 「防災キャンプinみつけ」（新潟県見附市教育委員会（共催：新潟県教育委員会））
概要：地域の児童とその保護者・住民を対象に、豪雨の影響による水害について理解するとともに、学校での宿泊体験（2泊3日）や着衣泳などの体験プログラムを通し

*10 「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月27日閣議決定）において、国は「防災キャンプ推進事業」の実施と成果の普及に努めることとされている。

て、被災時の対応能力や災害時の人としての在り方を身に付けるためのプログラム

実施場所：見附市立名木野小学校

5 参加者：約100名（市内小学校及び特別支援学校の児童、その保護者、地域住民）

プログラム例：水害についての学習（避難体験やハザードマップの見方等）、レスキュ一体験（搬送体験、着衣泳体験等）、非常食・炊き出し体験



10 成果：参加者からは、「災害から自他の命を守るスキルを身に付けることができた」、「仲間とのかかわりを深め、協調性や地域の方々への感謝の気持ちを高めることができた」等という意見があり、地域防災・防災教育等にかかる意識の醸成が図られた。県においては、県内全域において学校と地域が連携した「防災キャンプ」が実施されるよう、この事業の評価や成果を県内に周知することとしている。

15

「壮瞥町防災キャンプ」（北海道壮瞥町教育委員会）

概要：地域の児童とその保護者を対象に、火山の噴火による災害発生時の適切な対応や、
20 地域における過去の災害を学ぶとともに、東日本大震災からの教訓についての講義の受講、また避難所設営・火おこし体験などの体験プログラムを通じて、防災意識を高めたり、地域の絆（きずな）をつくるプログラム



実施場所：壮瞥町久保内小学校等

25 参加者：計80名（小学生・中学生・高校生・保護者・関係者）

プログラム：昭和新山・有珠山フィールドワーク、避難所設営、火おこし・吹き出し体験、集団での入浴体験

30 成果：参加した児童生徒からは、「自然災害と恵みについて学ぶことができた」、「日頃の備え、勉強と訓練の大切さを学んだ」等の意見・感想が寄せられ、防災意識の醸成が図られた。また、スタッフとして運営にあたった若手町職員にとっても貴重な研修機会となった。今回の成果を踏まえて、壮瞥町教育委員会では、今後も地域の歴史と自然を理解する取組を一層推進することとしている。

35

○ 国立青少年教育施設は、今回の大震災で延べ約6万人の被災者及び国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて1千人を超える帰宅困難者等を受け入れるなど、その宿泊機能や職員の持つノウハウ、これまでの活動を通じた地域との信頼関係・ネットワークを活かした受入れ支援を積極的に実施した。また、国立岩手山青少年交流の家では、自衛隊からの要請に基づき、被災地支援に要する燃料補給や延べ約2万6千人の自衛隊員の休息基地として対応するなど、被災地支援において重要な役割を果たした。

○ 東日本大震災後、福島県の子どもたちは、東京電力福島第一原子力発電所の事故や、限られたスペースで活動しなければならない避難所生活の影響で、日常生活の中で多くのストレスを抱えることとなった。こうした子どもたちに対し、文部科学省及び青少年機構が実施した様々な自然体験活動等を提供する「リフレッシュ・キャンプ」では、参加後の子どもたちのやる気が向上（無気力感が低下）する等、様々なよい効果が見られた。

15

【コラム11】「リフレッシュ・キャンプ」

平成23年夏季以降、東日本大震災の被災地の子どもたちが、震災による様々な影響により、日常生活の中で多くのストレスを抱えている実態があることから、（独）国立青少年教育振興機構において、児童・生徒の心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、国立青少年教育施設を活用し、外遊び、スポーツ及び自然体験活動等ができる機会を提供した。平成23年夏季のリフレッシュ・キャンプでは、トップアスリートによるスポーツ・プログラムの他、ハイキングや屋内プールでの水泳等のプログラムが実施された。



参加者アンケートの結果、96%の参加者が「とても楽しかった」、「楽しかった」と回答しており、特に「無気力感」に顕著な改善がみられるなど、子どもたちの心身の状態にもかなりの改善がみられた。

25

30

なお、本事業の一部は、文部科学省との共催や、複数の民間企業からの協賛金・otto（スポーツ振興くじ）の助成金等を得て

いる。

実施場所：国立岩手山青少年交流の家（岩手県）、国立花山青少年自然の家（宮城県）

国立磐梯青少年交流の家（福島県）、国立那須甲子青少年自然の家（福島県）

35

国立妙高青少年自然の家（新潟県）

国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都）

実施回数・参加者数：平成23年7月～平成24年8月

（平成24年8月時点）6施設合計で87回実施（計約9,700名が参加）

※平成24年8月以降も引き続き同様の事業を実施している。

5 対象：被災3県の子ども等

○ 引き続き、被災地では子どもの心のケアが大きな課題となっており、福島県をはじめとする被災地の子どもたちに対して、こうした体験活動の機会を積極的に設けることが必要である。特に被災地にある国立青少年教育施設は、体験活動を通じて被災地の子どもたちの心のケアを行う中心的機関として積極的に機能することが必要である。

10 ○ また、被災地を中心に、国公立の青少年教育施設を拠点として、災害現場から学ぶ体験的な防災教育の仕組み作りを被災者・行政・ボランティアなど多様な主体が一体となって進めるべきである。

15 ○ これらを踏まえ、広い敷地や多数の研修・宿泊施設をもち、質の高い職員を擁する国公立青少年教育施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラム、「サバイバル」の要素を持った研修プログラムの開発・実施などを行い、青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る必要がある。

20 ○ 東日本大震災の被災地でのボランティアに参加したいという大学生等も多くいるが、休学中の学費や単位取得への影響を懸念する意見もある。国内の大きな課題に取り組む体験活動は重要であり、大学等が必要な配慮を図ることが望まれる。

5. グローバル化に対応した国際交流の推進について

- グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人と共に問題解決に向けた行動ができる力が求められている。
- そのためには、学習指導要領において「言語活動」の充実が求められていることも踏まえ、学校教育の中でもディベートやプレゼンテーション等を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、日本の豊かな伝統や文化を理解し、世界へ情報発信する力の修得を図ることが重要である。
- 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。また、海外の青少年は日本の文化を体験したいというニーズが高く、日本文化の発信という面でも意義がある。
- 例えば、4年に1度開催されるボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリーでは、様々な国の青少年が、言葉は分からなくても、共に行う体験を通じて自然にうち解けて交流を深め、互いの文化を学び合う場が形成される。このような国際交流の体験は、自国の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成に資するものである^{*11}。平成27年には、日本（山口県山口市きらら浜）で世界から約3万人が集う第23回大会が44年ぶりに開催されることとなっており、これを契機として、青少年の国際交流の機運を醸成していく必要がある。また本大会に対し、政府としても積極的に支援を行う必要がある^{*12}。

*11 第22回世界スカウトジャンボリー（22 WSJ）調査報告書－国際的な集団野外生活が青少年に与える影響－（平成24年3月10日）

*12 第23回世界スカウトジャンボリーの実施については、平成23年12月16日に「関係行政機関は必要な協力をうるものとする」との閣議了解が行われている。

【コラム12】第23回世界スカウトジャンボリーの日本開催（山口県山口市）

世界スカウトジャンボリーは、4年に1度開催される世界スカウト機構主催の青少年大会で、世界161の国と地域から約3万人が集まり、キャンプをしながら「世界の仲間」と体験を共にする。様々な国からの参加者たちと共に生活することで、異文化を理解し世界中に友達の輪を広げるとともに、環境や平和などについて学ぶプログラムや、体を動かして体験するプログラムが提供されている。

会期：平成27年7月28日（火）～8月8日（土）12日間

会場：山口県山口市阿知須・きらら浜

対象：世界スカウト機構に加盟する161の国と地域の14歳から17歳の中・高生を中心に約3万人

※ 第23回世界スカウトジャンボリーのリハーサルとして、第16回日本ジャンボリー（兼第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリー）と同じく、山口県山口市きらら浜で開催される予定。（平成25年7月31日（水）～8月8日（木）9日間、小学6年生から高校3年生を中心に約1万5千人（海外からは約1,500人が参加予定））

○ また、若者の「内向き志向」が指摘され、海外留学者数が減少傾向にある中、グローバル人材の育成は急務である^{*13}。このためには、海外に留学する生徒・学生に対する経済的支援のみならず、青少年に対して、国際交流体験などを通じて国際的な視野を持たせ、海外留学への関心を持つもらうほか、国際的に活躍できる人材の育成につながるきっかけを提供することが必要である。

*13 「グローバル人材育成戦略」（グローバル人材育成推進会議「審議まとめ」）（平成24年6月4日）

【コラム13】若者の「内向き志向」

近年、日本の若者は「内向き志向」にあるとも指摘されており、実際に統計を見てみると、「留学したい」と考えている日本の高校生は半数以下で、米国・中国・韓国に比べるとその割合は低い。(図1)

また、新入社員に対する調査において、「海外で働きたいとは思わない」割合が、2001年の3人に1人から、2010年は2人に1人へ増えている。(図2)

図1：高校生の留学に関する意識調査（各国比較）

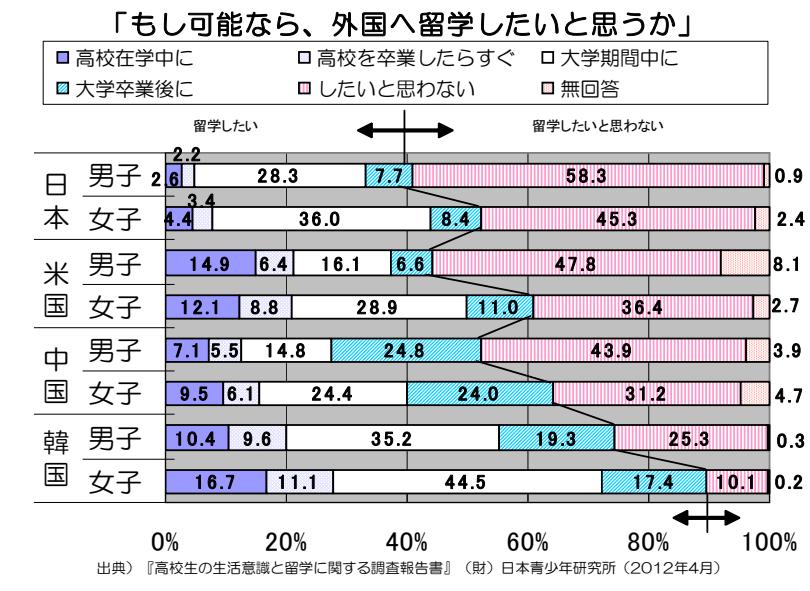
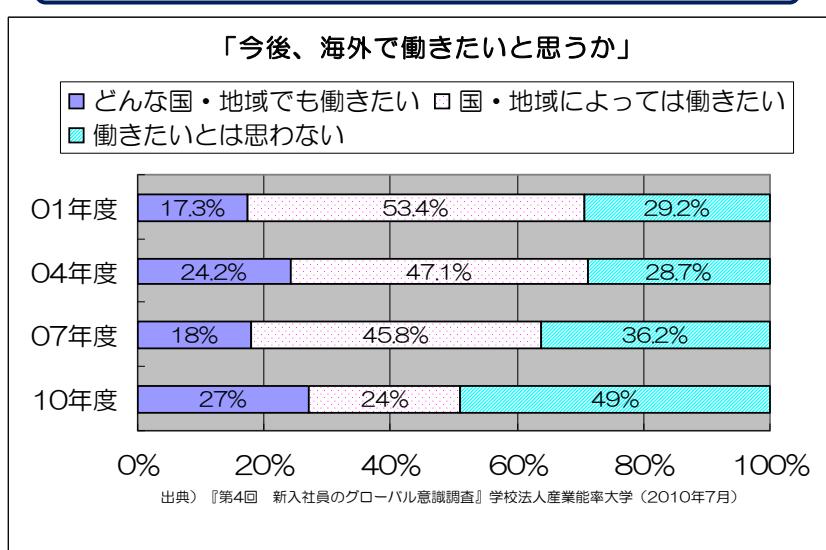


図2：新入社員のグローバル意識調査（経年比較）



- 青少年の国際交流の推進にあっては、例えば、青少年教育施設を活用した国際交流事業などを通して、より多くの青少年が機会を得られるよう、今後、取組をより一層充実させることが重要である。そのためには、国の明確な方針の下、地方公共団体への財政的支援等についても検討し、円滑に活動が推進されるよう環境整備を図る必要がある。

おわりに

○ 今後、この答申（案）の内容を実現するためには、今日の青少年をめぐる状況について、全ての人が危機感を共有するとともに、体験活動の重要性を認識し、多様な体験活動を提供するためにできるところから早急に取り組んでいくことが求められる。

5 家庭・地域における日常生活の場面から学校教育の場や企業活動などあらゆる場面において、大人が青少年にきっかけを与え、様々なプログラムの提供ができるよう積極的に展開していかなければならない。

10 学校・家庭・地域など社会の全ての構成員が自らの果たす役割と責任を自覚し、社会総ぐるみでこれからの中を担う青少年の「社会を生き抜く力」の養成に向けて具体的に行動していくことを期待したい。